

昭和三十四年法律第二百九十四号

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の

責任の免除等に関する法律

政府は、政府が所有し、又は国際条約に基き  
購入することとなり、若しくは貸与され若しく  
は貸与されることとなる核燃料物質（原子力基  
本法（昭和三十年法律第二百八十六号）第三条第  
二号に規定する核燃料物質をいう。）について、  
原子炉（原子力基本法第三条第四号に規定する  
原子炉をいう。）に燃料として使用できる形状  
又は組成とするための加工その他政令で定める  
加工を外国人又は外国法人に請け負わせる場合  
においては、当該加工を行つた工場から積み出  
された後に生じ、かつ、当該加工に基く事実に  
対するすべての責任について、当該外国人又は  
外国法人に対し、その責任を免かれさせるよう  
にし、及び損害を与えないようにすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。